

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条第 1 項ただし書及び第 8 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和 37 年 10 月国立市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「6 月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、「給料月額と地域手当と」を「給料及びこれに対する地域手当」に改め、「減

ずる」の次に「ものとする」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(国立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 国立市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月国立市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国立市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第6条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例(平成16年3月国立市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国立市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(国立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 国立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年3月国立市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改

正法」という。) 附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、第 1 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(国立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、第 3 条の規定による改正後の国立市職員の育児休業等に関する条例第 6 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員は、第 4 条の規定による改正後の公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員とみなす。

(国立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、第 5 条の規定による改正後の国立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。